

平成十一年農林水産省令第六十八号

犬等の輸出入検疫規則

検疫法及び狂犬病予防法の一部を改正する法律（平成十年法律第百十五号）の施行に伴い、狂犬病予防法（昭和二十五年法律第二百四十七号）第七条第二項の規定に基づき、犬の輸出入検疫規則（昭和二十五年農林省令第百三三号）の全部を改正する省令を次のように定める。

（犬等の輸入）

第一条 狂犬病予防法（以下「法」という。）第二条第一項各号に掲げる動物（以下「犬等」という。）を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなつてゐる日の四十日前までに、別記様式第一号により、次に掲げる事項を動物検疫所に届け出なければならない。ただし、動物検疫所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合には、この限りでない。

- 一 輸入しようとする犬等の種類及び数量
- 二 輸入の時期及びその場所
- 三 荷受人及び荷送人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名
- 四 輸入しようとする犬等の性、年齢及び仕出国
- 五 輸入しようとする犬等の搭載予定地、搭載予定年月日及び搭載予定船舶名又は搭載予定航空機名
- 六 その他参考となるべき事項

2 動物検疫所長は、前項の規定による届出があつた場合において、次条の規定による検疫を円滑に実施するため特に必要があると認めるときは、当該届出をした者に対し、当該届出に係る輸入の時期又は場所を変更すべきことを指示することができる。

第二条 犬等を輸入しようとする者は、その犬等を搭載した船舶又は航空機の入港又は着陸後遅滞なく、別記様式第二号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

（犬等の輸出）

第三条 犬等を輸出しようとする者は、あらかじめ別記様式第三号による申請書を動物検疫所に提出し、その犬等につき家畜防疫官の指示した日時に家畜防疫官の行う検疫を受けなければならない。

（検疫の場所及び係留期間）

第四条 家畜防疫官は、前二条の規定による検疫のため、次の表に掲げる区分に従い、検疫に係る犬等を同表の下欄に定める期間（以下「係留期間」という。）動物検疫所に係留しなければならない。ただし、第八条第一項の規定により検疫を行った場合において、当該検疫に係る犬等の係留期間が十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間であり、かつ、その犬等につき家畜防疫官が狂犬病にかかつてゐるおそれがなく、かつ、かかるおそれもないと認めたときは、この限りでない。

犬等の区分	係留期間
輸入 一 農林水産大臣の指定する地域（以下「指定地域」という。）から直接輸入される犬等のうち、当該犬等が、狂犬病にかかつてゐる疑いがなく、又は当該犬等が、狂犬病にかかつてゐる疑いがある旨、当該地域に過去二年間狂犬病の発生がなかつた旨及び当該地域において過去百八十日間又はその生産（本邦から輸出された犬等にあつてはその輸出）以来飼養されていた旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）が作成されているもの（農林水産大臣の定める方法により、当該証明書がいずれの個体に係るものであるかを識別するための措置（以下「個体識別措置」という。）が講じられているものに限る。）	十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間
二 指定地域から直接輸入される犬等のうち、前号に掲げるものの以外のものであつて、当該犬等が、狂犬病にかかつてゐる疑いがない旨、当該地域に過去二年間狂犬病の発生がなかつた旨及び当該地域において飼養が開始された日から本邦へ輸出された日までの継続する期間の日数（以下「輸出前飼養日数」という。）を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）	輸出前飼養日数を百八十日から差し引いて得た日数
三 次に掲げる書類が添付されている犬、猫又は犬若しくは猫のうち、当該犬若しくは猫につき次に掲げる書類に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出政府機関が作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）	採血日から到着日までの日数（以下「採血後日数」という。）を百八十日から差し引いて得た日数（採血後日数が百八十日を超える場合、採血後日数が百八十日を超えない場合において最後の採血日が前回の採血日から百八十日以上経過した日であるとき又は家畜防疫官の発行する証明書若しくはその写しに採血日が記載されている場合には、十二時間以内で
イ 狂犬病にかかつてゐる旨、又は狂犬病にかかつてゐる疑いがない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書	
ロ 狂犬病の予防注射（農林水産大臣の定める方法によるものに限る。以下同じ。）を受けてゐる旨、本邦に到着する日（以下「到着日」という。）前二年以内	
内に採取された血液中の抗体価（農林水産大臣の定める基準に適合するもの又はこれと同等以上の検査能力を有するものとして農林水産大臣の指定する検査施設において、農林水産大臣の定める方法により測定したものに限る。以下同じ。）が血清一ミリリットル当たり〇・五国際単位以上である旨及び当該血液が採取された日（以下「採血日」という。）を記載した輸出国政府機関の発行する証明書若しくはその写し	

四 狂犬病に感染するおそれのある動物の侵入を防止するために必要な設備を備えているものとして農林水産大臣の定める基準に適合するものとして農林水産大臣が指定する施設（試験研究用の動物のみを生産するものに限る。以下「指定施設」という。）から直接輸入される試験研究用の犬又は猫のうち、当該犬又は猫が、狂犬病にかかっていず、又は狂犬病にかかっていない旨、指定施設において生産され、過去百八十日間又はその生産以来他の施設（当該指定施設内）で集団ごとに区分して飼養されている場合には、当該犬又は猫の属する集団以外の集団）の動物と隔離されていた旨及び過去百八十日間当該指定施設（当該指定施設内で集団ごとに区分して飼養されている場合には、当該犬又は猫の属する集団）への犬又は猫の導入が行われておらず、かつ、当該指定施設に過去二年間狂犬病の発生がなかった旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されているもの又は当該犬等につき当該証明書に記載されるべき事項が記録され、かつ、輸出国政府機関が作成したと認められる電磁的記録が作成されているもの（個体識別措置が講じられているものに限る。）

五 その他の犬等

輸出犬等	百八十日	十二時間以内であつて家畜防疫官が必要と認める時間
------	------	--------------------------

2 前項本文の場合において、当該検査に係る犬等を係留すべき動物検査所の係留場所は、家畜防疫官がその犬等を輸入又は輸出しようとする者に、あらかじめ指示するものとする。

3 第一項の係留期間は、狂犬病にかかっている疑いのある犬等及び狂犬病にかかっている犬等若しくは狂犬病にかかっている疑いのある犬等と同居していたため、又はその他の理由により狂犬病にかかるおそれのある犬等については、その疑い又はおそれなくなるまでの期間、これを延長しなければならない。

4 家畜防疫官は、動物検査所長が、博物館、動物園その他これに類する施設において展示される犬等であつて、特別な管理を必要とするものにつき動物検査所以外の場所で検査を実施しても差し支えないと認めたときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法を指示し、防疫上安全と認めて指定した場所に当該犬等を係留させることができる。

5 家畜防疫官は、動物検査所長が、係留中の犬等につき災害救助のため必要であることその他の特別な事情があると認めたときは、第一項の規定にかかわらず、当該犬等を輸入しようとする者に対し、狂犬病予防上必要な管理方法を指示し、一時的に動物検査所の敷地外に当該犬等を出させることができる。

第五條 法第十条又は第十五条の規定による命令等が行われた場合においてこれらの規定による期間内及び当該期間の満了する日の翌日から三十日の期間内に輸出される犬は、前条第一項の規定にかかわらず、三十一日の期間動物検査所に係留しなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の場合に準用する。

（検査信号）

第六條 外国から入港した船舶で犬等を搭載するものは、入港後直ちに検査信号を掲げなければならない。

2 前項の信号は、昼間は前掲の頭に別記様式第四号の旗を掲げ、夜間は同所に紅灯一箇その下に白灯二箇を連掲して置かなければならない。

3 第一項の信号は、同項の犬等について第八条第一項の規定による検査が行われ、当該犬等を搬出し、又は出港するまでは、おろしてはならない。

（搬出禁止）

第七條 何人も、第四条第二項又は第四項の規定による家畜防疫官の指示を受けなければ、検査終了前の犬等を船舶又は飛行場から搬出してはならない。

（船舶又は飛行場内の検査等）

第八條 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内（搭載航空機内を含む。次項において同じ。）で、検査を行うことができる。

2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検査のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等（輸入されるものを除く。）又は外国から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。

（検査証明書等）

第九條 家畜防疫官は、検査が終わったときは、輸入される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の一、輸入される法第二条第一項第一号に掲げる動物（以下「猫等」という。）にあつては別記様式第五号の二、輸出される犬にあつては一頭ごとに別記様式第五号の三、輸出される猫等にあつては別記様式第五号の四の証明書を交付しなければならない。

2 電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第六条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して第二条の申請書の提出をした者又は第三条の申請書の提出をした者から、それぞれ証明書の交付の請求があつたときの当該証明書は、前項の規定にかかわらず、当該者が別記様式第二号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項又は別記様式第三号に記載すべき事項についてその者の使用に係る電子計算機から入力した事項を、それぞれ動物検査所の使用に係る電子計算機から出力した書面に、家畜防疫官が第二号又は第三号の規定により制規の検査を終了したことを証明する旨及び氏名を記載したものとする。

3 第一項の規定による証明書の交付に代えて電子情報処理組織（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第七条第一項に規定する電子情報処理組織をいう。）を使用して証明の通知を行う場合の当該通知の内容は、第二条又は第三条の規定により制規の検査を終了したことを証明する旨とする。

第十條 家畜防疫官は、その職務を執行する場合には、別記様式第六号によるその身分を示す証票を携帯し、関係者の要求があるときは、何時でもこれを呈示しなければならない。

附 則

（施行期日）

第一條 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

あつて家畜防疫官が必要と認める時間

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の犬等の輸出入検査規則（以下「新規規則」という。）第一条第一項の規定による届出は、その犬等を搭載した船舶又は航空機が平成十二年二月十一日までの間に入港し、又は着陸することとなっているときは、新規規則第一条第一項の規定にかかわらず、この省令の施行後遅滞なく、新規規則別記様式第一号による書面によりしななければならない。ただし、動物検査所長がこれによることが困難な特別の事情があると認める場合は、この限りでない。

第三条 この省令の施行の際、現にこの省令による改正前の犬の輸出入検査規則の規定により検査を行っている犬については、なお従前の例による。

第四条 平成十二年六月三十日までの間に入港し、又は着陸した船舶又は航空機に搭載された猫等についての新規規則第四条第一項の規定の適用については、同項の表の輸入の項の犬等の区分の欄の四中「指定地域以外の地域から直接輸入される犬等で、輸出国政府機関が、当該犬等が狂犬病にかかっていず、又は狂犬病にかかっている疑いがない旨、狂犬病に感染するおそれのある動物の侵入を防止することができる施設として輸出国政府機関が指定し農林水産大臣に通知したものである」とあるのは「指定地域以外の地域から直接輸入される猫等で、輸出国政府機関が、当該猫等が狂犬病にかかっていず、又はかかっている疑いがない旨」とする。

第五条 この省令による改正前の犬の輸出入検査規則第八条の規定により交付された家畜防疫官の身分を示す証票であつて、この省令の施行の際現に効力を有するものは、新規規則別記様式第六号によるものとみなす。

（係留期間の特例）

第六条 平成二十四年一月一日から同年七月三十一日までの間に対象地域（アイルランド、スウェーデン、ノルウェー（スヴァールバルト、ヤン・マイエン及び欧州外にある属領を除く。）及び英国（グレート・ブリテン及び北アイルランドに限る。）をいう。以下同じ。）から直接輸入される犬等のうち、次の各号のいずれにも該当するものは、第四条第一項の規定の適用については、指定地域から直接輸入される犬等とみなす。

一 当該犬等が平成二十四年一月一日以降に本邦、指定地域及び対象地域以外の地域から対象地域に輸入された犬等並びに同日以降に対象地域内の一の地域から対象地域内の他の地域に輸入された犬等でない旨を記載した輸出国政府機関の発行する証明書が添付されていること。

二 狂犬病の予防注射の実施状況及び血液中の抗体価を勘案して、平成二十四年一月一日から到着日までの間狂犬病に対する免疫の効果を有していたと認められること。

附 則（平成十五年三月二十八日農林水産省令第二二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一〇月六日農林水産省令第七五号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十六年十一月六日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

第二条 施行日前にこの省令による改正前の犬等の輸出入検査規則（以下「旧規則」という。）第一条第一項の規定により行われた届出であつて、当該届出に係る犬等を搭載した船舶又は航空機が入港し、又は着陸することとなっている日が施行日以後のものは、施行日以後は、この省令による改正後の犬等の輸出入検査規則（以下「新規規則」という。）第一条第一項の規定により行われた届出とみなす。

第三条 この省令の施行の際、現に旧規則の規定により検査を行っている犬等の検査については、なお従前の例による。

第四条 平成十七年六月六日までの間に入港し、又は着陸する船舶又は航空機に搭載される犬等のうち、指定地域から輸入される犬等、輸出の際生産の日から十箇月を経過していることを証明する輸出国政府機関の発行する証明書が添付されている犬又は猫、輸出国政府機関の発行する証明書により平成十七年六月六日までの間に生産の日から十箇月を経過することが確認され、かつ、本邦に輸出された後生産の日から十箇月を経過する日までの間動物検査所に係留されている犬又は猫及び試験研究用の犬又は猫についての新規規則第四条第一項及び同条第四項の規定の適用については、なお従前の例によることができる。

附 則（平成一九年一〇月三十一日農林水産省令第八四号）

（施行期日）

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の犬等の輸出入検査規則別記様式第六号（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この省令による改正後の犬等の輸出入検査規則別記様式第六号によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式により調製した用紙は、この省令の施行後においても当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成二〇年一〇月一〇日農林水産省令第六五号）

この省令は、平成二十年十月十二日から施行する。

附 則（平成二二年四月六日農林水産省令第三三三号）

この省令は、平成二十二年四月十五日から施行する。

附 則（平成二三年一二月二七日農林水産省令第六七号）

この省令は、平成二十四年一月一日から施行する。

附 則（平成二四年一月二〇日農林水産省令第三号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年六月二十七日農林水産省令第一〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年七月一日)から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和元年二月二十六日農林水産省令第四七号)

この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日(令和元年十二月十六日)から施行する。

附 則 (令和二年二月二二日農林水産省令第八三号)

(施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。

2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (令和四年二月一日農林水産省令第六九号)

この省令は、公布の日から施行する。

様式第一号（第一条関係）（平16農水令75・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

狂犬病予防法に基づく動物の輸入に関する届出書 NOTIFICATION OF IMPORT OF ANIMALS UNDER THE RABIES PREVENTION LAW	
年 月 日 Year Month Day	届出者住所氏名及び連絡先 Name and address of applicant
氏名 Name :	法人の場合は、その名称 ()
住所 Address :	及び代表者の住所氏名
電話番号 Telephone :	
FAX :	
E-mail :	
動物検疫所長 殿 To the Chief of Animal Quarantine Service 動物を輸入したいので、下記のとおり届出をいたします。 I hereby notify for the importation of the undermentioned animal (s).	
動物の種類 Species of animal (s)	頭数 Quantity
生年月日（年齢） Date of birth (Age)	性別 Sex
仕出国名 Country of export	輸入の場所 Scheduled place of arrival
搭載予定地及び搭載予定年月日 Scheduled date and place of embarkation	
輸入の時期（到着予定年月日） Scheduled date of arrival (year/month/day)	搭載予定船舶（航空機）名 Name of scheduled vessel (or flight No.)
荷運人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
記入注意： 次頁のその動物等と成るべき事項には、用途、仕向地、仕出地（飼育施設名称及び住所）、その他輸入検査上参考と成るべき事項を記載すること。 In the last column of next page, please note the information such as the use of the animal (s), the destination, name and address of the facility in which the animal (s) is/are kept, etc.	

注意 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

その他参考となるべき事項 (Other useful information)

名称 Name of animal (s)				
個体識別方法 (マイクロチップ等) Means for identification (e.g. microchip)			個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
接種年月日 Date of identification (year/month/day)	接種部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip (reader)	
品種 Breed			毛色 Color	
用途 Use			輸送形態 (貨物又は携帯品) cargo or hand luggage	
体長 Length	体高 Height	体重 Weight		
cm	cm	kg		
仕出地 (飼養施設名称及び住所) Name and address of the facility in which the animal (s) is/are kept				
仕向地 (名称及び住所) Name and address of destination				
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 Booster (if any)				
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	採血日 Date of blood sampling (year/month/day)	抗体価 Antibody titer IU/ml		
検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory				
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

注意 用紙の大きさは、日本獣薬規格A4とすること。

様式第二号（第二条関係）（平16農水令75・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

狂犬病予防法に基づく動物の輸入検査申請書 APPLICATION FOR IMPORT INSPECTION OF ANIMALS UNDER THE RABIES PREVENTION LAW			
年 月 日 Year Month Day		申請者住所氏名及び連絡先 Name and address of applicant 氏名 Name 住所 Address 電話番号 Telephone	
動物検疫所長 殿 To the chief of Animal Quarantine Service 下記の動物の輸入検査を申請いたします。 I hereby apply for the import quarantine inspection of the undermentioned animal (s).			
届出受理番号 Approval No.			
動物の種類 Species of animal (s)		頭数 Quantity	
名称 Name of animal (s)			
個体識別方法（マイクロチップ等） Means for identification (e.g. microchip)		個体識別番号／マーク Identification number/Mark	
標識年月日 Date of identification (year/month/day)	標識部位 Location of identification	マイクロチップ（リーダー）の種類 Type of microchip (reader)	
品種 Breed	毛色 Color		
性別 Sex	用途 Use		
生年月日（年齢） Date of birth (Age)	仕出国名 Country of export		
体長 Length	体高 Height	体重 Weight	
乗船年月日及び搭乗地 Date and place of embarkation		搭載船舶（航空機）名 Name of vessel (or flight No.)	
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival			
荷送人住所氏名 Name and address of consignor			
荷受人住所氏名 Name and address of consignee			
仕出地（飼養施設名称及び住所） Name and address of the facility in which the animal (s) was/were kept			
仕向地（名称及び住所） Name and address of destination			
過去1年以内の訪問国及びその年月日 Countries visited in the past 12 months and the date of visits			

注意 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

狂犬病予防接種 (犬及び猫に限る) Rabies vaccination (Dogs and cats only)	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
採血前 Before blood sampling				
採血後 After blood sampling				
狂犬病抗体検査 (犬及び猫に限る) Rabies serological test (Dogs and cats only)	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)		抗体価 Antibody titer	IU/ml
検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory				
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				

注意 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第三号（第三条関係）（平16農水令75・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

狂犬病予防法に基づく動物の輸出検査申請書
APPLICATION FOR EXPORT INSPECTION OF ANIMALS
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW

年 月 日
Year Month Day

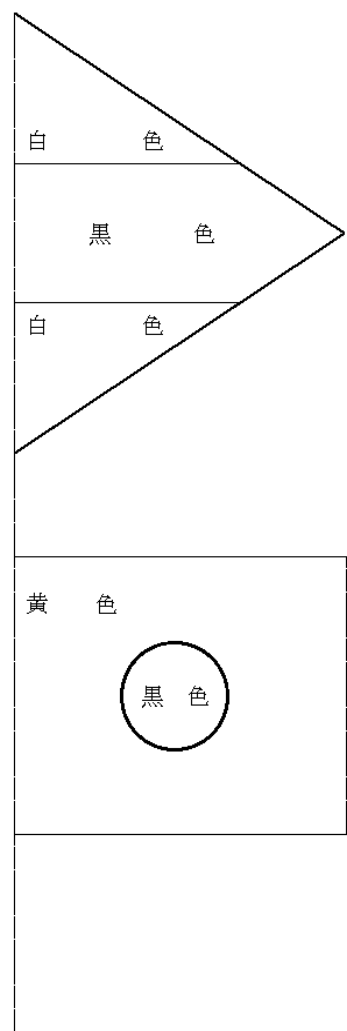
申請者住所氏名及び連絡先
Name and address of applicant
氏名 Name (法人の場合は、その名称)
住所 Address 及び代表者の住所氏名
電話番号 Telephone

動物検疫所長 殿
To the chief of Animal Quarantine Service
下記の動物の輸出検査を申請いたします。
I hereby apply for the export quarantine inspection of the undermentioned animal (s).

動物の種類 Species of animal (s)	頭数 Quantity
名称 Name of animal (s)	
品種 Breed	毛色 Color
性別 Sex	用途 Use
生年月日（年齢） Date of birth (Age)	仕向国名 Country of destination
体長 Length cm	体高 Height cm
	体重 Weight kg
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶（航空機）名 Name of vessel (or flight No.)
荷送人住所氏名 Name and address of consignor	
荷受人住所氏名 Name and address of consignee	
飼養場所（購入場所） Name of keeping place (or purchase)	
購入年月日 Date of purchase (year/month/day)	帰国予定年月日 Scheduled date of re-entry to Japan (year/month/day)
個体識別方法（マイクロチップ等） Means for identification (e.g. microchip)	個体識別番号／マーク Identification number/mark
経緯年月日 Date of identification (year/month/day)	経緯部位 Location of identification
	マイクロチップ（リーダー）の種類 Type of microchip (reader)
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)
	有効期限 Date of expiry (year/month/day)
	予防液の種類 Kind of vaccine
	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year, month, day)
	抗体価 Antibody titer IU/ml
	検査機関名及び住所 Name and address of designated laboratory
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)
	有効期限 Date of expiry (year/month/day)
	予防液の種類 Kind of vaccine
	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks	

注意 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第四号（第六条関係）



様式第五号の一（第九条関係）（令2農水令83・全改）

日本国農林水産省 犬の輸入検疫証明書 IMPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR DOG Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government				
検疫証明書番号 Certificate NO. 発行年月日 Date of issue		申請者住所氏名 Name and address of applicant 氏名 Name (法人の場合は、その名称及び代表者の住所氏名) 住所 Address		
下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。 This is to certify that the undermentioned dog has been duly inspected under the Rabies Prevention Law.				
名称 Name of dog				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification (microchip, etc.)			個体識別番号/マーク Identification number/Mark	
検疫年月日 Date of inspection (year/month/day)		検疫部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip (reader)
品種 Breed		毛色 Color		
性別 Sex		月齢 Age		
生年月日(年齢) Date of birth (Age)		輸出国名 Country of export		
発着年月日及び発着地 Date and place of embarkation		搭載船舶(航空機)名 Name of vessel (or the flight No.)		
到着年月日及び到着港 Date and place of arrival				
荷主住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
仕向地(名称及び住所) Name and address of destination				
検査結果 Result of inspection				
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)			抗体価 Antibody titer (IU/ml)
	検査機関名及び住所 Name and address of designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				
農林水産省動物検疫所 Animal Quarantine Service 家畜防疫官 Animal Quarantine Officer 氏名 Signature				

注意 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五号の二（第九条関係）（令2農水令83・全改）

日本国農林水産省 狂犬病予防法に基づく動物の輸入検疫証明書 IMPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR ANIMALS UNDER THE RABIES PREVENTION LAW Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government				
検疫証明書番号 Certificate NO.	申請者住所氏名 Name and address of applicant			
発行年月日 Date of issue	氏名 Name	（ 法人の場合には、その名称及び代表者の住所氏名 ）		
住所 Address				
下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。 This is to certify that undermentioned animal(s) has/have been duly inspected under the Rabies Prevention Law.				
動物の種類 Species of animal(s)	頭数 Quantity			
名称 Name of dog				
個体識別方法（マイクロチップ等） Means for identification (e.g. microchip)	個体識別番号/マーク Identification number/mark			
検疫年月日 Date of identification (year/month/day)	検疫部位 Location of identification	マイクロチップ（リーダー）の種類 Type of microchip (reader)		
品種 Breed	毛色 Color			
性別 Sex	用途 Use			
生年月日（年齢） Date of birth (Age)	（ year(s) month(s) ）	輸出国名 Country of export		
検疫年月日及び搭載地 Date and place of embarkation	搭載船舶（航空機）名 Name of vessel (or the flight No.)			
来航年月日及び到着港 Date and place of arrival				
荷送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
届向地（名称及び住所） Name and address of destination				
検査結果 Result of inspection				
狂犬病予防接種 Rabies vaccinal no.	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling (year/month/day)	抗体価 Antibody titer		
		1 U/ml		
検査機関名及び住所 Name and address of designated laboratory				
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				
農林水産省動物検疫所 Anim. Quarantine Service 家畜防疫官 Anim. Quarantine Officer 氏名 Signature				

注意 凡紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

様式第五号の三（第九条関係）（平16農水令75・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

日本国農林水産省 犬の輸出検疫証明書 EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR DOG Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government				
検疫証明書番号 Certificate No.		申請者住所氏名 Name and address of applicant		
発行年月日 Date of issue		氏名 Name (法人の場合は、その名称及び代表者の住所氏名)		
住所 Address				
下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。 This is to certify that undermentioned dog has been duly inspected under the Rabies Prevention Law.				
名称 Name of dog				
品種 Breed		毛色 Color		
性別 Sex		用途 Use		
生年月日(年齢) Date of birth(Age)		仕向国名 Country of destination		
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation		搭載船舶(航空機)名 Name of vessel/aircraft No.		
荷主人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
検査結果 Result of inspection				
検体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification(e.g. microchip)		個体識別番号/マーク Identification number/mark		
検体年月日 Date of identification(year/month/day)		検体部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip(leader)
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病統計検査 Rabies serological test		血液採取年月日 Date of blood sampling(year, month, day)		抗体価 Antibody titer IU/ml
検査機関名及び住所 Name and address of the designated laboratory				
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				



農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
Signature

浮出しとすること。

注意 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

様式第五号の四（第九条関係）（平16農水令75・全改、令元農水令10・令2農水令83・一部改正）

日本国農林水産省				
狂犬病予防法に基づく動物の輸出検疫証明書				
EXPORT QUARANTINE CERTIFICATE FOR ANIMALS				
UNDER THE RABIES PREVENTION LAW				
Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries, Japanese Government				
検疫証明書番号 Certificate NO		申請者住所氏名 Name and address of applicant		
発行年月日 Date of issue		氏名 Name (法人の場合には、その名称) 住所 Address 及び代表者の住所氏名		
下記は、狂犬病予防法の規定に基づく検疫を終了したことを証明する。 This is to certify that undermentioned animal(s) has/have been duly inspected under the Rabies Prevention Law.				
動物の種類 Species of animal(s)		頭数 Quantity		
名称 Name of animal(s)				
品種 Breed		毛色 Color		
性別 Sex		用途 Use		
生年月日(年齢) Date of birth(age)		仕向国名 Country of destination		
搭載年月日及び搭載地 Date and place of embarkation		搭載船舶(航空機)名 Name of vessel/aircraft No.		
荷送人住所氏名 Name and address of consignor				
荷受人住所氏名 Name and address of consignee				
検査結果 Result of inspection				
個体識別方法(マイクロチップ等) Means for identification(e.g. microchip)		個体識別番号/マーク Identification number/mark		
標識年月日 Date of identification(year/month/day)		標識部位 Location of identification		マイクロチップ(リーダー)の種類 Type of microchip(reader)
狂犬病予防接種 Rabies vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
狂犬病抗体検査 Rabies serological test	血液採取年月日 Date of blood sampling(year, month, day)	抗体価 Antibody titer		IU/ml
	検査機関名及び住所 Name and address of designated laboratory			
その他の予防接種 Other vaccination	接種年月日 Date of vaccination (year/month/day)	有効期限 Date of expiry (year/month/day)	予防液の種類 Kind of vaccine	予防液の製品名及び製造会社 Name of product and manufacturer
備考 Remarks				



2センチ
メートル

4.5センチ
メートル

4センチ
メートル

農林水産省動物検疫所
Animal Quarantine Service
家畜防疫官
Animal Quarantine Officer

氏名
Signature

押出しとすること。

注意 用紙の大きさは、日本標準規格 A 4 とすること。

様式第六号（第十条関係）（令2農水令63・全改）

厚 紙 白 紙
縦54ミリメートル
横86ミリメートル

交付番号 第 号		交付 年 月 日		家 畜 防 疫 官 証 票		生 氏 官 年 月 日 名 職		写 真	
----------	--	----------	--	---------------	--	-----------------------	--	-----	--

家畜伝染病予防法（抄） 第四十一条 家畜防疫官は、輸入される指定検疫物又は輸入されるその他の物であつて監視伝染病の病原体により汚染し、若しくは汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で輸入に先だつて検査を行うことができる。 犬等の輸出入検疫規則（抄） 第八条 家畜防疫官は、必要と認めるときは、輸入される犬等について、搭載船舶内又は飛行場内（搭載航空機内を含む。次項において同じ。）で、検疫を行うことができる。 2 家畜防疫官は、輸入される犬等の検疫のため必要と認めるときは、外国から到着した犬等（輸入されるものを除く。）又は外国から到着した犬等の死体について、搭載船舶内又は飛行場内で、その犬等又はその犬等の死体について検査を行うことができる。 感染症の病原体を媒介するおそれのある動物の輸入に関する規則（抄） 第六条 家畜防疫官は、法第五十五条第四項の規定により、輸入される指定動物又は輸入されるその他の物であつて同条第一項に定める感染症の病原体により汚染し、又は汚染しているおそれがあるものにつき、船舶又は航空機内で検査を行うことができる。
